

平成15年専門図書館協議会全国研究集会第三分科会  
2003年6月5日  
「電子学術情報の環境作りー在アメリカの日本研究ライブラリアンの提案」  
イエール大学図書館東洋部長  
NCC 電子情報委員会会長

エレン・ハモンド

## 背景

1. 専門図書館、大学図書館職員の著しい役割変更
2. 同図書館の財政状況悪化
3. 図書館のコンソーシア活動の増加

## 在アメリカの日本研究ライブラリアンの困難

1. 大学図書館の電子出版物に対するライセンス管理の強化
2. 日本語の電子学術情報の利用条件とアメリカの大学の情報環境の相違
3. 日本語資料を必要とする利用者数の限界
4. アメリカの法律環境
5. 技術の互換性の問題

## NCCの電子情報委員会設立について

1. NCC (North American Coordinating Council on Japanese Library Resources)
2. DRC (Digital Resources Committee) 電子情報委員会の目的
  - 日本研究ライブラリアンの電子資源のライセンス・契約の知識を増やすこと
  - 電子資源の業者に北米の情報環境や東アジア図書室、図書館のニーズについて、できるだけ理解してもらうこと
  - 日本のライブラリアン、図書館職員と協力して、情報環境の改善を目指すこと

## 電子情報委員会の業績

1. 2002会議におけるライセンスングのワークショップ開催
2. 日本のオンライン・データベースを提供する会社と英語版のライセンスの作成
3. インターネット上のホームページの作成  
(<http://wason.library.cornell.edu/CEAL/>)
4. 2003年、NCC会議の日本語電子学術情報に関するディカッション

## 電子学術情報の環境作りとは

1. 環境の将来性
2. 在アメリカ日本研究ライブラリアンにとって、「理想的」な日本語電子情報商品の利用条件
  - アクセス方法の多様化（インターネット上のアクセス、IPアドレスの登録制、大学外からのアクセス、等）
  - 価格交渉に利用量を考察に入れた価格表
  - 追加で入れてほしいライセンス条件
    - [Fair Use]を認める条件
    - 大学関係者以外の、すべての来館者の利用を認めること
    - 同時アクセス数が少ない時は、利用者の訓練のため、数の臨時的増加
    - 利用統計の知らせ
    - 全文記事データベースの場合、総合貸借の許可
  - 削除するべきライセンス条件
    - 業者の補償の権利と免責条項を認める条件
    - 「第三者」の使用に対して責任を持つ条件
    - 業者の品質保証を否認する条件
    - 利用者のプライバシーを侵害する条件
    - 司法、裁判を日本しか認めない条件
  - 利便性を考慮したアクセス時間や確実な保存ポリシー

## 日本の電子学術情報の環境作りのために

1. 日本語電子情報商品利用者の国際的協力関係の構築
2. 専門図書館、大学図書館職員のライセンス・契約に対する意識高揚
3. 図書館の利用者のニーズに関する電子情報業者の育成運動